

齊周華とその時代

——『大義覺迷録』探微之一

原島春雄

I

齊周華（康熙三十七年—乾隆三二年、西曆一六九八年—一七六七年）はその晩年、『独孤跛仙伝贊』なる一文を著した。それはあまりにも懐ましい魂の自画像であった。この『伝贊』は、

独孤跛仙なるものは、名は損、字は又損、号は跛仙、また忍辱居士を号とす。

とはじめ、魯仙人のことばを引きつつ、

今、災害ならびに至らんとするに、身は孤にして勢は孤なり、これを損じまた損ぜん（又損）。実に道に悖り倫を滅し、邪に党し正を害するものの、反って飽食暖衣を得て、坐して妻孥の樂を享くるに若かず。そもそも亦天の爾またを生むや独たらしめんとするや。嗚呼、跛仙、それ命はいかん。

と終えている。しばらくこの『伝賛』とこの『伝賛』を冒頭に掲げた齊周華の文集『名山蔵副本』に拠りつつ、独孤跛仙つまり周齊華の歩んだ道を辿ってみよう。跛仙は読書、山水を好み、忠義と神仙浮屠を好む、世にいう畸人であった、という。そして、畸人であったが故に「孤ならずして自ら孤なり」ということになった。畸人の畸とは残田の意、区画整理によりうち廃てられた田のことである。つまりは半端もの、余計ものの意である。跛仙には、含玄子、逃禪子、華陽子という知己がいた。いずれも文章道義の士であり、莫逆の友であったが、いまはもはやこの世にいない。そのほかには懂懂道士という浮世離れた友がいるだけである、という。ここにいう含玄子、逃禪子、華陽子そして懂懂道士という浮世離れた友がいるだけである、という。ここからいえる。また跛仙の運命を嘆いた魯仙人もまた齊周華その人である。家族はどうであったであろうか。跛仙は一妻一子、家口兩人なれど、却って始終両口の累する所となる。跛仙曰く、「吾もつて家なかるべし」。遂にこれ棄てて去る。

この『伝賛』には野史氏による跋めいたものが附されている。野史氏とは魯至道、字は善麥、号は仙友、齊の即墨の人というが、つまりは齊周華その人である。それによると、

始め両口の為に、身は縲絏に居る。両口なる者は字なり。終に両口の為に、禍蕭牆に起る。両口なる者は人なり。

縲絏とは罪人を縛る縄のこと、つまりは獄中に繋がれたことをいう。そして、それが「字」のために起こったというのである。かれは三四歳のとき、『救呂晚村先生悖逆兇悖疏』を著し、筆禍事件をおこして獄中に繋がれたことがあった。この点は後述するが、両口のひとつは「字」、かれの文章をいうのである。また蕭牆とは

身辺のこと、禍が身辺に起こったとは、齊周華がかれの一族により迫害を受けたことをいう。つまり「人」とはかれの家族のことであった。だが、実際にはかれの偏屈な性格のため晩年一族の大騒動をおこしたというのが事実であったと思われる。この「両口」による禍について、齊周華はしばしば語っている。たとえば、

それ予囊まきに狂愚きやうごをもつて、薪を抱きて火を救い、もつて自焚を致す。今五嶽を遍游して帰る。旋ついで家変に遭い、疾を抱きて山に居り、奄奄として斃を待つ。爰こゝに「忍辱居士」と号す。（『臨海百歩梁氏譜序』）

ここでいう「自焚」が筆禍事件による繫獄を指すことはいうまでもない。そして晩年、「家変」に遭うこととなるのであるが、それまでは「五嶽を遍游」していた。この遍游は、齊周華の「畸人」としての人となりを作りあげていったと思われるので、その足跡を辿ってみよう。

齊周華自身の語るところによるならば、かれは丙辰の年、三九歳のときに出獄した。そして、

予丙辰（乾隆元年、西曆一七三六年）より後、南のかた普陀に遯し、黔に在りては波雲、飛雲に遯し、呉に在りては金山、茅山に遯し、楚に在りては衡嶽、武当に遯し、豫に在りては嵩に遯す。去年は秦を過りて太白、終南に遯す。今游を華嶽に息むと雖ども、未だ明年又何れの処に遯するかを知らず。（『遯溪山房記』）

という。この間、齊周華はなにをしていたのであろうか。『伝贊』にいう。

十餘年間、九州五岳、名山巨川を遊游し、もつて先賢の遺跡に及び、歴賢德吊せざるはなし。更に禹穴を探り、九巍を訪ね、梁父に吟し、竜威を招き、金簡を披き、玉芝を噉い、直ちに洞天の内に入り、舒ろに懼景の墟に嘯く。

と。それはほとんど道士であつたといえよう。齊周華は数多くの「游記」を遺している。そこからまさながら道士となつたかれの姿が伺い知れるが、ここでは贅言しない。

齊周華はこの「遨游」の最後の十年ほど、湖北の武当山にいた。そこに長子の式昕が母の手紙を携えてやつて来た。「両先尊人の柩の尚未だ葬せざる」ためであつた。そこで「遂に覚えず磁の鉄を引くが如く日ならずして将にいかんとす」（趙元容『謫仙華陽子先生の天台に還るを送るの序』）——そのようにして故郷の台州に帰つていった。世の常識に従つた選択である。齊周華五九歳のときであつた。だが、木星を自認し、「独り木は必ず斧斤に遭いて、然る後もつて梁、棟、檻、柱、舟、車、几、席の材となるべし」（『遂初墓誌銘』）と語つていたのであるから、なにか期するところがあつたのであろうか。そして、帰郷後「家變」が起つたのである。

この帰郷の前、おそらく武当山にいたとき、祿存真人が「怫然として怒り」かれに言ったことがあつた。

念うに爾なれ疇昔曾て両口の為に、身極刑を受けんとす。難に臨みて苟せず、人皆爾を義とす。名は山斗より高し。ただ名高くして福を損じ、福消えて禍来る。爾に骨肉あり。実にこれ禍胎たるは、また両口のみ。

爾それ危いかな。（『伝賛』）

と。ここでは、帰郷後起こるであろう禍にまで言及されているのであるから、そしてその予想は齊周華自身以外には知るべくもないのであるから、この祿存真人もまた齊周華その人なのであろう。このように骨肉による禍まで祿存真人に予想されて、あるいは自分自身で予想して、齊周華は「悄然として恐れ、慄然として哀しみ」つつ故郷の天台に帰つてきた。そして足を折り、「跛仙」と号したのである。

故郷に帰つてきた齊周華には確かに期するところがあつたようである。すなわち、みずから辿つてきた軌跡

とその心血を文字として後世に遺そうとしたのである。『伝贊』に言う。

跛仙曰く、「吾聞く、道を為して日々損し、これを損してまた損し、もつて無に至る、と。予今空空たり、道に与して徒ともがらと為る。惟この詩文は心血の集まるるところにして飄零せしむるに忍びず。將に名山に蔵し、

金石に錮こざさんとす。恐らくは三年の後化して碧と為らんか。副本を先ず彫し、世にこれを質さん。誰か目ありて能くこれが為に歎歎して太息せざることあらざらんや」。

詩文を文字として遺せば、それが血となり肉となつて人びとをすすり泣かせ、嘆息させることとなるであらう、とするのである。こうして詩文の出版に奔走することとなつた。

齊家は天台の望族、名門であつた。齊周華が武当山から天台に帰つてきたとき、家には妻の朱氏、妾の丁氏、子の式昕、式文がいて、「境は頗る優裕」であつたという。しかし、「解網ののち（出獄後）、巨山（齊周華の号）家産を問わず、すなわち山水の間を逍遙す」（呂安世『天台の齊巨山先生に贈るの序』）——しかも帰郷後も奇行の絶えなかつた齊周華が、詩文の出版のためとはいへ「産を變じて集を刻せんと欲し」たとすれば、つまり詩文集の出版のため家産を処分したいなどと言ひだせば、一族の反対に遭うのは当然のことであつた。とくに老妻の朱氏の反対は強かつた。一族が反対したのは、おそらくただ単に家産を惜しんでのことだけではなかつたであらう。齊周華は文字の獄に繋がれたことがあるのである。そのかれが詩文集を出したとするならば、一族にいかなる災厄がふり罹つてくるかも知れないのである。事実、この時代、文字の獄による滅族すら稀ではなかつた。だが、齊周華は志を曲げなかつた。「斯文の未だ喪びず、所生を忝はづかしむることなきを庶幾ちひねがう」（齊其匡『從祖巨山公行略』）。かれにとつて詩文集の出版は生命をもつても代えることのできない志であつた。しかしそ

れにしても齊周華の行った行動は「畸人」の範圍をさえ越えて異常であつた。この間の事情は資料も少なく、また現存する資料もそれぞれの自己弁護の域を出ないので信憑性ははなはだ低いのであるが、その異常さを見るには充分である。清朝の官方の文献、つまり檔案によるならば、齊周華の奇行を見るに足るであろう、族長の齊長庚はかれの帰郷後、「忽にして妻を逐い、忽にして子を呈し、忽にして戚を告す。種々の横行、訓飭するも遵せず。曾て擯せられて族より出ず」（故宮博物院文献館編『清代文字獄案檔案』第二輯「齊周華著書悖逆及審擬折」という内容の文書を県衙に「呈」している。県知事の善導を訴えたのである。「族より出で」たとは台州県城から二十里あまり離れた寄生草堂に住まったことをいう。時間的にこの時か、あるいはより後のことであるかは定かではないが、齊周華は門前に、

悪劫難逃、早知不得其死

斯文未喪、庶幾無忝所生

という対聯を掲げていたという（齊其匡『從祖巨山公行略』）。この一族の仕打ちに対し齊周華は反撃に出た。七旬（七〇歳）の老妻はセックス魔（奇淫）であり、夫とならなかつた男はいない、二人の息子は父に手をあげた（清律はこのような行為にたいして国家の承認なしに、つまり私刑で死刑に処することを認めている）、そして、一族ごとつてこの「淫妻逆子」を庇護していると触れ回つたのである。

一族のスキヤンダルに関して、中国には「家醜不伝外」という不文律がある。だが、齊周華の「家変」の場合には違つていた。友人の丁治化によるならば「今忽にして奇変に遇い、遂に口を理めざるを致す」（『臨海百歩梁氏譜序』への跋）こととなつた。このような場合、友人は口を出さず、関わりをもたないようにするのが礼儀

である。そこで、丁治化も「予もまたその禍の蕭牆に起るにより、礙げられて喙を置き難し、従りて救解する無し」であつたという。では、齊周華の宿願である詩文の出版はいかにして可能となつたのであろうか。その資金はいかにして工面されたのであろうか。資料はなにも物語っていない。ただ丁治化によるならば「しかして梁氏の諸君はその（齊周華の）素行を信じ、犬吠鳥鳴を恤せず、特に来りて序を請う。真に古道を有つ者と謂うべし」という奇特な人もいたことはいたのである。おそらくこのような友人の援助もあつて資金を工面し、齊周華は文集の出版にこぎつけたのであつた。こうしてわたくしたちはその文集『名山藏副本』を見ることのできるのである。その自序には「乾隆二十六年歲次辛丑仲春清明日、天台忍辱居士齊周華巨山甫自叙於寄生草堂、時年六十有四」とある。そして、一族に石もて追われ、寄生草堂にいたときに書かれた『独孤跛仙伝贊』を巻頭に掲げたのであつた。この『伝贊』は文集を、そして齊周華の一生を凝縮したものであつた。だが、そのみにとどまらない。その文末には「今、災害ならびに至らんとするに……そもそも亦天の爾を生むや独たらしめんとするや。嗚呼、跛仙、それ命はいかん」とあるように、天に与えられた宿命——「独」を生きぬこうとする決意が語られているのである。そして齊周華はその運命を生きぬいた。それもきわめて異様ななたちで。

天台の齊家で一般的に思い起こされるのは、だれをおいてもまず齊召南であろう。清朝屈指の学者である。ことに輿地の学（地理学）でその名を知られている。官は内閣学士、礼部侍郎にまで上りつめ、晩年は黄宗羲と深い関係のあつた蕺山書院を主宰している。この齊召南は齊周華の堂弟、本家の従弟であつた。齊周華は若いころ齊召南ともども「海内に即ち天台の二齊あり」と言わしめたことがあつたが、そのようにこの二人は齊

一族の囑望するホープであつた。だが、齊周華は筆禍事件で獄中の人となり、出獄後も「畸人」となつて各地を遍歴するほかはなかつた。一方、齊召南は齊周華が出獄した翌年、博学鴻詞科に挙げられ、官界と学界の頂点を登りつめていった。齊召南が官界で地歩をかためはじめたころは、かれは齊周華の所在さえ知らなかつたのであるが、晩年この二人は故郷の天台で顔を合わせることとなる。不幸な再会であつたというべきである。齊其匡の『從祖巨山公行略』によるならば、次の通りである。

乾隆三十一年、宗伯（齊召南）教を敷文に掌り、假満ちて里に帰る。公（齊周華）適たま母の命に応じて台（州）に還る。讒者の中ちる所と為り、書を移して宗伯を讒せむるに「身は名教を肩い、手は綱常を荷うに、真西山の抗節の稜稜たること能わず、徒に揚子雲の附声の喑喑たるのみ」をもつてす。語多く切直にして諱まず。浙（江）（巡）撫熊學鵬、時に方に恨を宗伯に孕く、遽にその書を繹きてこれを上る。しかして前案復た発す。

はなはだ曖昧な文章である。まず「適たま……台に還る」は「早に……台に還りて居る」であろうし、「讒者の中る所と為る」はこの二人の確執が誤解に基づくのであるとする、子孫の配慮による修飾であろう。だが、この二人は和解しえぬほど異なつた世界に住んでいたと思われるのである。また、熊學鵬がどのようないきさつで齊周華の手紙を眼にしたのか判然としない。いずれにせよ、熊學鵬は齊召南を陥れようとしてこの手紙を皇帝のもとに送つた。だが、熊學鵬の思惑とは裏腹に「前案復た発す」ということとなつた。皇帝の矛先は齊召南ではなく齊周華の方に向けられることとなつたのである。ちなみにこの手紙は失われいまは全文をみることはできない。

明けて乾隆三十二年、斉周華は古希を迎えた。その年の一〇月二四日、熊学鵬は天台県を訪れ、倉庫の資料を探しまわった。斉周華が「前案復た発す」消息を聞いていなかった、などとは考えることはできない。最低十ヶ月は経っているのであるし、また、中国ではこの種の情報はきわめて速く伝わるからである。だが、斉周華はこともあろうに熊学鵬にたいしその詩文集に序を書いてくれるよう道端で懇請したのであった。それだけではない。「前案」の『救呂晚村先生悖逆兇悖疏』の原稿『為呂留良事独抒意見奏稿』、妻の奸淫、斉軒南の教唆による子の毆打を告発する『呈状』、そして斉軒南の迫害、斉召南の詐偽を告発する『摘發隱奸封事』を上呈したのである。倉庫まで調べて資料を捜した官憲はその手間がすべてはぶかれた。みずから一族道連れにして死を邀めたも同然であった。熊学鵬はただちにこれらを読み、「悖逆謬妄」の語の多くあることを発見した。斉周華はかつて呂晚村を「悖逆」から救おうとして獄に繋がれた。そしていまやその「悖逆」の嫌で罪に問われようとしているのである。経過からして死罪は免れえないであろう。

熊学鵬はただちに捜査を開始した。捜査の手は県城の斉一族から斉周華の寄生草堂にまで及んだ。こうして斉周華は一族の関係者ともども杭州に拘禁された。斉召南も訊問されている。かれの供述は次のとおりである。わたくしはかれ（斉周華）の『天台游记』の一篇と時文（八股文）数篇に目を通したことがあります。かれはこれらの文章を刊行したがっていましたが、わたくしは文理として通じていないので、やめるようにいいました。するとかれはわたくしのことを逆恨みするようになりました。かれは日常生活においても尋常ではありませんでした。道徳さえ糞喰えといったあたりさまでした。手当り次第嘘をつきまわり、有ることも無いことと言いくるめてきました。このような訳で行き来していませんでした。そのかれがわたくし

を告発することのこと、それは全くデッチアゲもいいところです。（『清代文学獄檔案』第二輯「齊周華著書悖逆及審擬折」）

この種の檔案に記された供述の信憑性はあまり高くない。だが、社会の上層まで昇りつめた人間による「畸人」——ドロップアウトした人間にたいする冷やかな視線を確認するには充分であろう。

熊学鵬は浙閩総督の蘇昌と連名で皇帝に報告を書いた。『齊周華著書悖逆及審擬折』がそれである。そして、齊周華の罪が大逆に当たると旨が上奏された。大逆とはいかなる罪に当たるのであろうか。

およそ大逆を犯すもの、但謀を同じにするものなれば、首従を問わず、皆凌遲死に処す。正犯の祖父、父、子、孫、兄弟、及び伯叔兄弟の子男は、籍の同異を限らず、年の十六以上のものは皆斬、その十五以下のものは及び正犯の母、女、妻妾、姉妹、子の妻妾は、功臣の家に給して奴と為す。正犯の財産は官に入るであつた。一二月四日、皇帝は齊召南の召喚を決定、一二月七日、一部の減刑を含むものの大逆罪の判決が下つた。こうして齊周華は凌遲死に処せられたのである。

齊召南は乾隆の盛世を生き、盛世の論理に従つて社会を上昇してきた。そのかれにとって、この事件はさながら青天の霹靂の奇禍であつたに違いない。一命はとりとめたものの家産は没収、そのためか、帰郷後鬱死してゐる。

齊周華は若いころ筆禍事件によつて「独」に追いこまれた。かれはそれを「命」——宿命として受け入れた。そして晩年、この「独」を「命」——使命として実践していった。その行き着く先は死、それも一族を道連れにした死のほかはなかつた。それはあまりにも懐ましい「命」であつた。

II

齊周華にこの「独」という棲ましい道を歩ませた原因について、友人たちは「特り狂直をもって罪を取る」（陳溥『諸公贈言集序』）というようにかれの奇矯な性格にもとめた。齊周華自身、「我、性は剛、才は拙にして、物（世情）と忤^{たが}う。また劇（演技すること）に耐煩せず。高視闊歩の概、徒に咎を取るに足る」（獄中にて胞弟僕人芾蒙に寄せるの書）と語っているようにそのことは自覚していた。事実、齊周華を「独」に追いつけていくきっかけをつくった筆禍事件は、かれのそのような奇矯な性格を抜きにして考えられない。というのは、齊周華自身がみずから罪せられることを求めていたとしか考えられない行動をとっているからである。

この筆禍事件は後述する曾静・呂留良案に発端をもつ。曾静は「呂留良主義」によって時の皇帝、雍正帝を弾劾し、地方の大官を通じ反乱を企てた。曾静は皇帝の為政者としての責任、その道德性、正統性を追及した。杜撰な告発であった。曾静はこの反乱事件の発想を既に亡き呂留良の著作に得たと、証言した。雍正帝は録先を曾静ではなく、その鋭敏な感覚によって呂留良に向けた。一方、皇帝は曾静を釈放した。臣下は皇帝の意が何処にあるのか、ただちに推定しえた。そして、呂留良を罰せよといきり立った。いな、このように提案することによって皇帝に媚を売った。呂留良の墓を暴き打ち首にせよ、その後裔を死罪、流罪にせよというのである。これに対し、皇帝はその玉座の上の書かれてある銘の通り「公明正大」の措置をとった。そして全国の士人のこの件に関し「独り己の見を抒べる」ものがあれば、それを上奏せよと命じた。こうして齊周華がこの事

件に係ることとなる。雍正九年のことであつた。齊周華は皇帝の趣旨にそつて『呂晚村先生を悖逆兇悍より救うの疏』を著した。

この『疏』はたいへん正統的な立場にたつて書かれている。齊周華は雍正帝の「独り己の見を抒べよ」という「抒べよ」という要請に従ひはしたが、かならずしも「己の見」を展開した訳ではなかつた。むしろ雍正帝が皇帝として正統的論理に従うならば、この問題はどのように処理されるべきである、として論を展開したのである。まず、

惟うに、聖王は一己の好惡をもつて好惡と為さず、公論は必ず天下の是非をもつて是非と為す。

という、誰にも否定できないテーゼをうち出す。呂留良は「わが聖祖（康熙帝）の教宥するところの者」であり、浙江省（呂留良の故郷）に任ぜられた大官も「儒を崇め道を重んずるの風を敦くする」ためかれを表彰してきた。だとすれば、公論がいづれにあるのか、明らかではないか、とするのである。ところが、曾静は「誤りて呂（留良の）書を読むの致すところ」などと言っている。この呂書とは主として呂留良の日記を指す。そこには「華夷の辨」が説かれていた。これが罪を構成するならば、それは確かに罰せられるべきであらう。だが、犯罪は曾静によって引き起こされたのである。その曾静が「誤りて呂書を読むの致すところ」などと説くのは、「人を刺してこれを殺し、我に非ざるなり、兵（武器）なり」と説くのと何処が異なるであらう。しかも、曾静は無罪放免されているのである。殺人者を放免しておいてその武器を罰するいわれなどどこにあるのだとすれば、呂留良を罪する根拠などどこにもない。呂留良の子孫は確かに「板を毀ち書を焚き、もつてその迹を滅す」べきではあつた。だが、これをもつて死刑にせよなどというのは論外である。「過を改め自ら新た

にする結状」——自己批判書を書かせればすむことである。しかも、皇帝は上諭で「呂留良は曾て皇考（康熙帝のこと）の赦宥の旨を蒙る。朕自ら旨を遵して曲にその辜を宥さん」と言っている。呂留良とその子孫を罰する根拠はなにもない。以上が『疏』の主な内容である。

この『疏』において齊周華が展開したのは、誰もが否定すべくもない「国家」の論理であった。だが、「社会」の論理がかれの前に立ちはだかった。かれの『疏』をとり継ぐものがいなかったのである。齊周華は手続きを踏んでまず天台の訓導であった王元洲のところに持っていったが阻まれた。つぎに越訴の危険をおかして杭州に持っていった。だが、「浙中の諸当道」——浙江省の責任者たちは「禍を賣うを慮り、これをもって上聞せず」（陳溥『諸公贈言集』）であった。どのような禍を賣うことを恐れたのであろうか。別の資料によるならば、

事に当たるもの、呂（留良）は浙（江省の）人に係り、今保奏せるもの又浙人なるをもって、聖怒を干し、有司に波及するを恐れて、遂に群ぐんも抑えて奏を致さず。（逸名『風波集序』）

ということになったという。これにたいして、齊周華も負けてはいなかった。

罪が軽いか重いかは、その責めは言論者ひとりに関わることである。ましていわんや『原旨』には「阻撓隱匿を許さず」とある。朝廷が意見を渴望していることの証明ではないのか。なんのいわれがあつて上聞を阻害するのか。（同上）

「国家の論理」として真に筋の通つたものといえよう。だが、結果は同じであった。

齊周華はいふならば、皇帝の「良き学生」、模範生であった。当時の官僚がそのことを察知できないほど無

知であつたとは信じ難いことである。だが、いな、それ故にこそ齊周華の要求をことごとくに拒否した。ここで拙文の主題たる「微」と関わることとなる。

「微」とは通常ふたつの意味に使われる。第一は資料の欠落、それも多くの場合は統治者の故意による資料の抹殺によって生じた歴史の事実の不在を「微」であると考えうる立場である。この場合「探微」とは、歴史の事実の空白を埋める作業を指す。第二は思想家が直截に文字に表現できないとき、その思想家の本来の思想を「微」と呼ぶ場合である。この場合、「探微」とは「真の思想」ないしは隠れた意図の復元、再構成を意味する。ここでいう「微」はこのいずれの場合とも異なる。それは、資料に現れた人の言動の背後に、その言動の主体でさえ自覚しえない行動の様式、思考のパターンを「微」と考えるのである。ここでいう「探微」とは、それ故、個々の事実の背後にあつて個々の事実を現にあるような形で歴史の事実として遺す力、いわば紙の表面に撒かれた砂鉄を現にあるような紋様に描かせる磁力、ないしは磁場を探ろうとするものである。ここでいう「微」とはいうならば、中国の伝統社会における政治の「クセ」を指す。それ故、この「探微」は他の「探微」と同じく常に不確定要素にさらされており、仮説を設定せざるをえないものであるといつてもかまわない。

官僚たちはいつたいいかなる理由で、いわば「模範的」回答を書いた斉周華のこの『疏』を必死になつて阻害しようとしたのであろうか。それは皇帝の意図を推察していたからである。中国の伝統社会において、士人は支配の原理、ないしは国家の論理に習熟していた。だが、それがそのままかれらの行動の原理になつたわけではない。その時どきにだされる統治者の通達、命令にどのような意図がかくされているか、それを推察することによつて行動がとられるのである。眼光は紙背に徹せられなければならなかつた。それは社会の論理に

たいする習熟であり、社会の智慧、いわば世故であった。このような行動原理をもつ官僚にとって齊周華の『疏』ははなはだ厄介であった。

中国では皇帝の政策を変えさせようとするとき、一般的に恩情を請うという方法が採られてきた。つまり自分を「小人」、皇帝を「大人」に位置におき、「大人」の寛大さを求めるのである。この場合、いかなることがあっても皇帝と同じ視線の高さでものを見てはならない。一方、皇帝に異議を唱える場合には、二つの方法があった。第一は皇帝の「私」を暴く方法である。第二は大上段から皇帝の正統性を否定する方法である。この二つの方法が歴史の表面に現れることはきわめて稀であるが、曾静の場合はこの両者を兼ね備えていた。この両者とも視線が同じ高さになることはないのであるが、皇帝の採る方策は単純なものとなる。すなわち、両者とも「大逆不道」であるとして死罪に処すか、第二の場合だけ死罪、第一の場合は「小人」の無知に基づくものであるとして恩情をかけ「改過自新」——自己批判させるか、である。

齊周華の『疏』が皇帝と同じ背丈の論理を語っているのを見て、官僚たちははなはだしい不安を感じるとともに最悪のケースまで読み切つたに違いない。皇帝は自分と同じ高さの視線を許すはずはない。そして、皇帝は齊周華がなに故このような『疏』を書いたのか、その動機を追究し、それが呂留良と同じく「華夷の辨」にあることを発見するであろう。このような「乱臣賊子」を放置した自分たちの頭上に鉄槌が下されるであろう……と。官僚たちは皇帝の意図を推察する能力にかけては優秀であった。それが自分たちの生命に直接かかわるからである。事実、齊周華には「華夷の辨」を掲げても不思議ではないような思想的背景があった。黄宗羲につらなる師弟関係、浙東ことに方孝孺を生んだ台州の思想的風土（『郭彥博等の方孝孺の死事を論ずるを駁す』

参照）などがそれである。齊周華自身慎重な言いまわしながら、それとわかることを書いている。世故に長けた官僚たちがこのことを嗅ぎとらないわけではないのである。以上が官僚たちがこの『疏』をとり継がなかった理由である。だが、この『疏』を公文書に記録されるような形で拒否することもできなかった。拒否すれば明々白々に皇帝の命令に背くこととなるからである。そこで、かれらはとり継ぎもせず、拒否もせず、という態度に終始した。それはかれらの行動のパターンのしからしむるところであった。そこには「そんな莫迦なこととはするものではないよ」という「大人」の「小人」にたいする「恩情」に基づく忠告があったと思われる。

だが、齊周華は「愚」を通した。その「愚」は友人さえ「一愚ここに至る。予も亦これが為に悲しみかつ泣かざること能わず」（前掲『風波集序』）と嘆かせたそのような「愚」であった。

雍正辛亥（九年）春、予劍を杖つきて都に入らんとす。（『金陵義劍樓記』）

勇ましいようであるが、劍を携えていったのは、路銀に窮したとき金に換えるためであった。北京でも事態は同じであった。かれは当然のことながら管轄官庁の刑部に『疏』を提出した。刑部もまた当然のことながら筋違いのこととしてとり継ぎを拒否し、本籍の学政に差し戻した。堂々巡りであった。この間の事情をよく伝えている『風波集序』によるならば、

学政また掣肘さるところあり。已むを得ずして始めは言をもつて誘い、繼いで威をもつて脅し、終に命ずるに瘋をもつて自ら承せしめんとす。

つまり、狂気なのだ、それを自分で認めよ、として処理しようとした。かれらには狂人に狂人であることを認めさせようとする論理矛盾など思考の回路になかった。齊周華は獄中、『癡話』なるエッセイを書いている。

わたくしは三癡の癡友であるが、それは名実ともにそうなのである。……（裁判官たちは）わたくしが癡であることを認めるならば無罪釈放してくれるという。しかし、わたくしは癡であることを認めなかった。すると三癡は佛然としていった。「なんじは夙に癡を自負していたのではないか。ところが、いまとなつて癡であることを認めようとしなさい。それは何故か」と。わたくしは言った。「癡であることを認めるならば、わたくしは癡でないことになりません。しかし、癡であることを認めないならば、それはわたくしが真癡である証拠です」と。すると三癡は大笑いして言った。「そう言われてみればその通り。誠の癡友たるに恥じない」と。

ところが齊周華はそれでも「始終堅執回せず、必ず死してしかる後已まん」という態度であった。そこで当事者は「羅織もて獄をなし、杖架もて禁錮せり」——いかなる罪名によつてか判然としないが、投獄したのであった。雍正一二年夏、天台の旧案を再調査したものがいた。そして、齊周華の事件を発見し、皇帝に報告した。皇帝は厳正に再調査することを命じた。ところが、

内外の臣工ここに至りて自全の計を為さざるをえず、しかして巨山また抑せらる。（同上『風波集序』）

齊周華も対抗して訴えた。だが、結果は部議による「永禁杭城」、杭州の監獄での終身刑であった。監獄は宋代の風波亭であった。かれはそこで獄中で詠んだ詩文を『風波集』と名付けた。その後、皇帝が代わり恩赦を受けるまで獄中の生活を送ることとなった。

齊周華のこの筆禍事件は、わたくしたちにおぼろげながらも中国の伝統社会に働く「微」——磁場を見せてくれるのであるまいか。

国家は皇帝を頂点としてピラミッドを形成している。その設計図はある理念に基づく。その理念が「主義」である場合や宗教である場合（たとえば太平天国の場合）もありうるが、中国の伝統社会の場合には儒教、雍正帝の時代では朱子学であった。雍正帝は繰り返し「理」を掲げている。それは国家の理念が何処にありやを宣明にするためであった。そして社会にも個人にも、さらには一人ひとりの精神にもそのヒエラルヒーの高低に応じ同じ設計図に基づく縮小版ピラミッドを形成することを要求する。その場合、ピラミッドは完全に相似であることが求められた。なぜならたとえ縮小版ピラミッドであったとしてもいささかでも歪みがあったら、国家のピラミッドからはみ出る可能性があるからである。また、はみださなくても歪みがあれば無数の相似のピラミッドのネットワークのいずれかからはみ出し、ひいては国家のピラミッドに不協和音を発することとなるであろう。そして国家のピラミッドからはみ出た場合には、「大逆不道」とされるのである。また、完全に合同であっても国家と同じ高さのピラミッドを作ることには決してできない。なぜなら、それを作ることができないのは皇帝のみであり、それを作った人間がいたとしたら、そのピラミッドは必ず国家のピラミッドとからずれるのであり、「大逆不道」となる。齊周華の『救呂晚村先生を悖逆究悼疏』が皇帝と同じ背丈で論理を展開していることはすでに見た。まさにこのようなピラミッドを作ったのであった。それ故、官僚たちは当惑してこれを必死で揉み消そうとしたのである。

国家のピラミッドからはみ出した場合、皇帝が「大逆不道」の名において、つまり国家の理念に背馳したとして裁くことはいうまでもない。雍正帝得意の「理」による断罪はその典型的な例である。この場合、その断罪は国家のピラミッドからはみ出した部分を切り捨てて終結することはありえない。その歪みあるピラミッド

がなに故歪んだのか、その根拠が問われる。つまり、歪んだピラミッドの構想とそれを支える理念が粗上にせられる。その場合、その理念がいかにして形成されたかという動機が徹底的に追及されることとなる。人は「法」によつて行為が裁かれるのではなく、「理」によつて動機が裁かれるのである。このような体制にあつては「己の見」を「抒べ」ないことがもつとも賢明であつた。つねに自分を頂点とするピラミッドに歪みがないか、いな自分の精神のピラミッドに歪みがないか、これを「検査」しつづけていくことが重要であつた。齊周華はこのような原理を知らなかつたのであろうか。そのようなことはありえない。事実、「独り己の見を抒べよ」という要請があつたとき、かれは始め付和雷同してその要請に應えているのである。つまり、かれはこの原理を承知しつづつ「愚」を貫き通したのであつた。一方、雍正帝はなに故人びとに「独り己の見を抒べよ」を要請したのであろうか。それは人びとに「己の見」が国家のピラミッドの縮小相似ピラミッドにほかならないことを「抒」べるよう要請したのである。そして、人びとは齊周華など少数の例外を除いてこの要請に應えたのであつた。だが、人びとのこのような少数の「己の見」も社会の回路のなかで迷路に迷い込み皇帝の目にふれることはなかつた。雍正一〇年一〇月、皇帝は上諭を發した。

今各省の学臣の奏に據るに称す。「属する所の読書の生、監、各おの結状を具す。咸、呂留良父子の罪は罄竹書し難し。律するに大逆不道をもつてす、と謂う」。実に至道たり。並びに一人の異詞ある者なし。

普天率土の公論此くの如ければ、則ち国法豈に寛貸す容けんや。

これを見て人は雍正帝の狡猾をあげつらうであらう。だが、筆者はこれを狡猾とではなく「聡明」とよびたい。「独抒己見」の命令が社会においてどのような反応を示すか、読み切つていたからである。そして、この体制

においては「聡明」は狡猾よりはるかに暴威をふるうのである。

国家のピラミッドの範囲をはみ出してはいないものの、歪みをもち、それが犯罪を構成する場合、国家はこれを法で裁く。だが、この場合にも微妙な問題がある。それは国家にとっては確かに法の対象にすぎないものであるが、国家のピラミッドと相似の縮小ピラミッドにとつてははみ出すものとなる。それはこの縮小ピラミッドの頂点に立つものにとつては「理」によつて裁かれる対象である。ここに国家と社会に微妙なバランスが生ずる。だが、国家それ自体が「理」を「法」に優先させている以上、このバランスが「理」に傾斜していくのは止めようもなかった。齊周華が晩年みまわれた「家変」はこのようなケースであつた。このときも齊周華は国家と対決したときと同様、社会のピラミッドと同じ高さの視線を保つて対決した。「大人」と対決するときには「大人」と同じ背丈で対決しようとしたのである。「七旬の老妻は奇淫にして……」、この噴飯ものの論理に齊周華の懐ましいまでの矜持を見とるべきなのであろう。そして当然のことのように「悖逆謬妄」の廉で、つまり「理」の名ほおいて裁かれたのであつた。かれはつねに国家のピラミッドおよび社会における縮小相似ピラミッドのネットワークからはみ出る部分をもつていた。それは土地が区画整理されるように「理」によつて区画整理されざるをえなかつた。こうして「畸人」として生き、「畸人」として死なざるをえないこととなつたのである。

III

斉周華を「独」に追い込み、死に追いやったのは曾静・呂留良案であった。事件は雍正六年九月二十六日、西安に駐在する川陝総督の岳鍾琪のもとに張倬なる人物が一通の手紙をもたらししたことからはじまった。手紙を寄せたのは曾静であった。この手紙を読んだ岳鍾琪の驚愕は大きかった。その内容がかれに反乱を起こすよう促すものであったからである。なに故、反乱を策動する対象として岳鍾琪が選ばれたのであろうか。それはかれが岳飛の後裔であったためである。だが、岳鍾琪は清朝にそして雍正帝に忠誠を誓っていた。確かにかれは政治的に微妙な立場にいた。岳飛の子孫である点をとらえてかれの清朝にたいする忠誠心に疑義を挟むものもいたのである。それ故、なおのこと異民族王朝たる清朝にそして雍正帝に忠誠を誓う必要があった。岳鍾琪はただちにいわゆる『逆書』を添えて事件を皇帝に報告した。

岳鍾琪を通じ清朝への反乱を策動した曾静の論点はほぼ三点にしぼられている。すなわち

- (一) 「華夷の分は君臣の倫より大なり」とする「華夷の辨」
- (二) 雍正帝の十大罪状。

- (三) 雍正帝の失政によって引き起こされた自然災害による人民の困窮。

これらの理由によつて曾静は岳鍾琪に反乱を促したのであった。雍正帝の驚愕もまた大きかった。

朕逆書を覽て驚訝涙を墮とす。これを覽るに夢中にもまたいまだ天下に人のかくのごとく朕を論ずものあるを料らざるなり。またいまだその逆情のかくのごとく大なるを料らざるなり。『文献叢編』第一集「張倬投書岳鍾琪案」

理由の(三)にあげた人民の困窮については、雍正帝にはそれなりの自信があった。曾静の批判はステレオタ

イブ化されたものであり、論駁するのはいとも簡単であった。また、岳鐘琪については信をおいており不安はなかった。理由（一）の「華夷の辨」もくりかえし行われた文字の獄によって地下へ潜伏して政治の表面にはほとんど現れることはなくなっていたものの、清朝の成立以来の問題であり、皇帝に「涙を墮とさ」せるものではなかったであろう。「驚訝涙を墮とす」とはいささか演技じみているが、しかしそれでも曾静の『逆書』に雍正帝を「驚訝」させるにたる内容がふくまれていたことも事実である。それは理由の（二）にあげられた「十大罪状」についてである。「十大罪状」とは謀父、逼母、弑兄、屠弟、貪財、好殺、酗酒、淫色、懷疑誅忠、好諛任佞である（『大義覺迷録』）。これにたいして雍正帝が「涙を墮とし」たのは、いかにも演技であったのであろう。中国の伝統的統治者であるならば、このような演技ののち、それが事実と反するとして「大逆罪」を下し、「凌遲死に処し」、それで一件落着かせたであろう。雍正帝は、しかし、そのようにはしなかった。別に雍正帝を「驚訝」させるにたる事実がそこに含まれていたからである。

岳鐘琪の「密奏」をうけて雍正帝がただちに調査を開始したのはいうまでもない。まず、岳鐘琪に手紙をもたらしした張倬とは何者なのであろうか。その手紙は『南海無主游民夏靚遺徒張倬上書』と書かれているが、夏靚とは何者なのであろうか。雍正帝は岳鐘琪の微妙な政治的立場を利用しつつ調べあげさせた。岳鐘琪は甘言を弄し、張倬をベテンにかけ、かれの本名が張熙であること、そして、この『逆書』を書いた張倬の師の夏靚が曾静であることを探り出したのであった。曾静、湖南郴州永興の人、康熙一八年（二六七九年）の生まれである。経歴は何回科擧の試験を受けても受からない落第書生であった。その曾静はかつて呂留良の『時文評選』を読んだことがあった。その呂留良には「華夷の辨」を説く思想的土壌があり、それを日記に記していた。

曾静の弟子の張熙はかつて呂留良の遺書を捜すべく呂留良の弟子の嚴鴻達に会い歓待を受けたことがあった。曾静もこのようなツテで呂留良の思想を知っていたのである。だが、呂留良とその後裔や弟子たちを中心とした「華夷の辨」に基づく「陰謀」などあるはずはなかった。

曾静が「華夷の辨」を説く呂留良とつながりがあったことは、この事件を思わぬ方向に歪めていくことなのであるが、雍正帝を「驚訝」させたのはこの曾静と呂留良のつながりではなく、曾静が挙げた「十大罪状」の内容に権力中枢にかかわる機密が含まれていた点にあった。雍正帝は猜疑心が強かった。一介の貧乏書生、しかも湖南の辺鄙な片田舎に住む書生がいったいなに故、宮中の秘事、権力中枢の機密を知っているであろうか。雍正帝の疑念は拡がっていった。そして、この点に関し重点的に捜査のメスを入れることとなる。そして、つぎのように断じたのであった。

蓋しその（曾静の）華夷、中外を分別するの見は、すなわち呂留良の不臣の邪説に蔽錮陷溺せるなり。し
かしてその謗の朕に及べるものは、すなわち阿其那、塞思黒、允祿、允禩、等の逆党奸徒の蜚語を造作し
散じて伝播することありて、しかも伊カネの誤信してもつて実と為せるの致す所ならん。（『大義覺迷録』巻五）

この曾静案が雍正帝にとって重大事件となったのは、曾静の問題にあつたわけではなく、権力中枢に根を張っていた「逆党奸徒」の問題にあつたのである。この問題は雍正帝にとって致命傷になりかねないほど重大な意味を孕んでいた。孟森は言う。

この曾静案の結局は、実は種族に在らずして、世宗（雍正帝）嗣位の隠を発するに在り。（『明清史論著集刊』
所収『清世宗入承大統考実』）

卓見というべきである。雍正帝の嗣位——帝位の継承に不明朗な点があったことはその当時からささやかれており、現在にいたるまで解明されていない。ここには確かに「微」が存在している。だが、その「微」は資料の欠落、それも意図的になされた隠滅による資料の欠落がもたらした「微」である。それ故、この「微」は永遠に出てこないと思われる新資料が発見されないかぎり解決されたいと思われる。雍正帝はこの「嗣位の隠」ないしは「微」に関して即位以来着々と証拠隠滅と口封じを行ってきた。曾静が権力の中樞から漏れ伝わってきた流言に基づいて「逆書」を書いたとしても対応策はあった。

雍正帝は岳鐘琪の報告を待って曾静を北京に召喚し、訊問した。雍正帝はおそらく曾静がどのような態度でこの訊問に臨むか読み切っていた。雍正帝は自分を「謀父」——父親殺しとまで断じた曾静に出来るかぎり厚遇した。おそらく雍正帝が読み切った通り、曾静は卑屈な態度に出た。『大義覺迷録』はこのときの訊問に基づいて作成されたものであるが、そこに登場する曾静は惨ましいほど卑屈である。「曾静供す、彌天罪犯は云々」——供述はすべてこの形式で行われているが、これは清朝の裁判制度に基づく表現であり、曾静の意志ではないであろう。だが、

彌天罪犯は……あまりにも早く父を失い、しかも数十年にわたり独り山僻窮陋の地に住んでおり、参考にするべき史冊として借りることができませんでした。（『大義覺迷録』巻一）

曾静の供述はこの点についてはほとんど一貫している。田舎者で知識がなく、そこで「誤り呂（留良）書を読むの致すところ」となった、というのが曾静の「論理」であった。雍正帝にとって曾静は事件の核心ではなかった。核心は「十大罪状」であり「嗣位の隠」にあった。この点に関して雍正帝と同じ視線の高さで証言でき

るものはいなかった。さまざまな形で口封じされていただけではない。たとへ証言しうるものであっても証言としたならば、それは皇帝と同じ高さのピラミッドを作ることとなり、そのこと自体が「大逆不道」となるのである。それ故、曾静の訊問を通じてこの点に関する証言者となったのが皇帝その人となる、という奇妙な事態にならざるをえない。曾静案はこうして雍正帝が演出し監督し主演する、いうならば中国語でいう「表演」、つまり演技となつていった。雍正帝は『大義覺迷録』の巻頭で次のような上諭を掲げている。

豈に意わんや、逆賊の曾静なるものありて、その徒の張熙を遣わし書を総督の岳鍾琪に投じてその謀反を勸めしめ、朕躬をとりて肆に誣謗の詞を為し、我朝において極めて悖逆の語を尽くせんとは。廷臣の見る者、皆疾首痛心、共に天を載かざるの恨あり。かくのごときは影響全くなきのことにして（全く身に覚えのないことであつて）、朕夢寐中にもまたこの幻境なし。実に犬吠狼嗥のごとくして何ぞために辯ずるに足らん。既にしてこれを思うに、逆賊の言う所、朕にもし幾微も中（心）に愧慊あらば、すなわち当に回護隠忍し、暗中にその事を寢息すべし。今全く影響なきの談をもつてこれを朕に加う。朕の心、もつて上天に対すべく、皇考に対すべく、もつて共に天下の億万の臣民に白すべし。（『大義覺迷録』巻一）

ここでは、雍正帝が即位後「嗣位の隠」を知っている年羹堯、隆科多などを死に追い詰めていったことこそ「影響ある（身に覚えがある）」証拠ではないか、などと問うまい。問題は「幾微も中に愧慊あらば」とする点である。つまり身に覚えがないだけでなく、動機においていささかも疚しいところはないのだ、そして「朕の心」は天にも父にも万民にも恥じるところはないのだ、と力説している点である。動機の潔癖を主張するとは、時として滑稽となる。たとえば、「十大罪状」にあげられている「好殺」について雍正帝はつぎのよう

に弁明している。

朕は性もと最も慈たり。但に一人を妄罰するを肯ぜざるのみならず、たとえば步履の間の草木螻蟻たりとも踏踏傷損するを肯ぜず。

また、「淫色」についての弁明はつぎの通りである。

朕は藩廷に在りしときよりすなわち清心寡欲なり。幼より性情色欲を好まず。即位以後も宮人甚だ少なし。朕常に自ら謂えり。天下の人の色を好まざること未だ朕の如きもの有らず、と。（『大義覚迷録』卷一）

この弁明の論理は『大義覚迷録』に一貫して貫かれている。このように雍正帝はみずからの動機の潔癖性を証明し、「大義」によって曾静の迷妄を覚醒させた。そして雍正帝自身が「出奇料理」と呼んだ措置をとった。それは事件の焦点を曾静から呂留良に移すことを意味した。曾静にたいする処置はいささか喜劇じみている。すなわち悔悟したとして、つまり動機が純正化したとして釈放、この経験を全国に宣伝して回ることと引き換えに故郷に産（土地）を置くことを認めるというものであった。それだけではない。その後乾隆帝に覆されてはいるものの「たとえ朕の子孫なりとも将来その（曾静の）朕躬を詆毀するをもって、これを追究誅戮するを得ず」（『大義覚迷録』卷二）とさえされた。

この「出奇料理」によって事件の焦点が「嗣位の隠」から「華夷の辨」に移ったことはいままでもない。雍正帝はこの事件の精粹を『大義覚迷録』として遺しているのであるが、その冒頭に掲げられたのがほかならぬ「華夷の辨」を論じた上論であった。雍正帝は力説する。

それ人の人たりて禽獸と異なる所以はこの倫常の理有るをもつてなり。故に五倫はこれを人倫と謂う。こ

れ一を闕けばすなわちこれを人と謂うべからず。君臣は五倫の首たり。天下無君の人にして尚これを人と謂べきことあらんや。人にして無君の心を懷きて尚これを禽獸と謂わざらんか。人倫を尽くすをすなわち人と謂う。天理を滅するをすなわち禽獸と謂う。華夷に因りて人禽を区別すべきにあらざるなり。（『大義覺迷録』卷一）

朱子学の「理」を純粹化すればこのようにならざろうえないであろう。朱子を皇帝にすべきであると考えていた曾静はこの点にかんしてつぎのように供述している。

天の人物を生ずるや、理一分殊なり。実に理の偏全をもつてするにして、居る所の内外に在らざるなり、（ということが解りました）。彌天罪犯は読書しても深い意味を読みとることができませんでした。そこで「義理」の本質に理解が行かず、あろうことか、地理の遠近によって華夷を分けてしまいました。もとから善悪によって華夷を分かつべきであつたことを知らなかつたのです。（『大義覺迷録』卷一）

焦点が「華夷の辨」に移つたこと、それは雍正帝にとって、そして曾静にとってすら「天理」、「義理」、「人倫」、「五倫」が最大の問題となつたことを意味していた。動機の純正化が必然的にもたらした結果といふべきである。雍正帝による「出奇料理」はいつたいいかなる背景のもとに打ち出されたのであろうか。まず、雍正帝にとって「嗣位の隠」が政治の焦点となることは出来るだけ避けなければならなかつた。権力の中樞に亀裂を生みかねないからである。この点について雍正帝は公明正大であつたこと、動機が純正であつたことを宣明することによって正当化しようとはした。だが、この種の宣明は繰り返せばそれだけ人びとに疑惑を抱かせるものである。事実、現在にいたるまでこの「微」を説明しようという試みが何回となくされてきたのである。一方、

「華夷の辨」は清朝建国以来の文字の獄の主旋律であつた。ここに焦点を移すことは統治者としてはなんら「奇」ではないであらうし、人びとにとっては何回となく聞かされたメロデーがふたたび繰り返されたという感覚しかないものであろう。雍正帝がこの措置を「奇」と表現したのは具体的措置があまりにひとの意表を衝くものであつただけである。この「出奇料理」すなわち焦点の移動に関しても「微」があるであらう。孟森はそれを「嗣位の隠」と表現したが、そこにはこの措置によって事件の焦点をぼかそうという雍正帝の意図が見え隠れするのである。

この「出奇料理」の背後に「その言動の主体でさえ自覚しえない行動の様式、思考のパターン」としての「微」はあつたであらうか。あつた、といわざるをえない。それは「華夷の辨」、つまり呂留良に焦点を移すことによって曾静が「逆書」を書いた動機形成の過程を粗上に上せようとする点である。それとともに「理」を「華夷の辨」の上に置くことによって「理」による政治を完全なものときせようとした点である。雍正帝がこの点について意図的に、つまり自覚して行つたとは思えない。

「理」によってその構造が作られている国家のピラミッドは、社会におけるその縮小相似ピラミッドによって支えられていた。このピラミッドにたいし曾静は大言壮語によって大上段から挑戦した。だが、曾静自身は、雍正帝にとってその大言壮語に反比例してとるに足らぬ小人物であつた。自己批判させ、悔悟させれば、つまり「理」によってその人物にふさわしい大きさのピラミッドを作ってくれば危険な存在ではなかつた。曾静は小人物である。ということは社会に無数の曾静が存在する可能性があつた。そこで曾静の動機を歪めていった構造が大問題となつて浮上するのである。曾静を放免し悔悟の過程を全国に遊説させたのはこのためである。

眞の危険は、小人物の動機すら歪めていく思想の存在であった。こうして死せる呂留良に鉄槌が下ることとなったのである。このような措置がとられたのは、おそらく雍正帝にとっては無意識であって、その思考の回路はきわめて当然の過程であったのであろう。だが、結果として人に「奇」異と感じさせる措置をとらざるをえなかったのである。

ここで曾静・呂留良案は齊周華が独りに追い込まれていった構造と交差することとなる。すなわち、雍正帝のこの措置がおそらく無意識のものであったが故に、齊周華の『呂晚村先生を悖逆兇悖より救うの疏』の曾静こそが犯罪者であり、呂留良は犯罪者によって使われた武器にすぎない、とする論旨が官僚たちが恐れたごとく「聖怒を干し、有司に波及」せざるをえないこととなり、官僚によって必死になって阻止されることとなるのである。雍正帝にとって眞の犯罪者は曾静の動機形成に決定的に影響を及ぼした呂留良であって、曾静はその武器に過ぎないものであった。齊周華は雍正帝が無意識のうちに作りだした磁場とその磁場のおりに紋様を描く砂鉄ではなかったが故に社会から葬り去らねばならないこととなった。しかも、公明正大なる皇帝によってではなく官僚によって暗暗裡に処理されなければならなかった。

雍正帝がみずから「奇」と表現した措置は、雍正帝を支えている磁場からするならばなら「奇」ではなかった。それは、異民族王朝の皇帝であったがゆえに「華夷の辨」より優位に据えざるをえなかった理を前面に掲げるならば、理の当然として行きつく結果であった。このような結果に行きついたことは中国の伝統文化と伝統社会が織りなしてきた不幸をいっそう深めることとなった。雍正帝は「華夷の辨」に優位する理の論理を構築していったのであるが、『大義覺迷録』を見るかぎりそれはおそろしく単純化されたものとなっていた。

理は純粹化されればされるだけ單純化していき貧困化していった。

人倫を尽くさばすなわち人と謂う。天理を滅すればすなわち禽獸と謂う。（『大義寛迷録』巻一）

天理に基づく人倫はべつの言葉でいえば五倫、その第一は君臣であつた。つまり、天理は君にあつた。その君が天理の名において人を裁く。このような体制では君の意思が裁断が下される根拠とならざるをえない。君臣、父子と続く五倫と理の關係はさながら閉ざされたトートロジーの世界となつていかざるをえなかつた。そして、理の純粹化にともない政治が恣意化していったのである。雍正帝を継いだ乾隆帝の時代の文字の獄は齊周華を死に追いやつた例をみるまでもなく判決は皇帝の恣意によつて下されたのである。

齊周華が刑場の露と消えて間もなく、ひとりの学者が「理」について論を展開した。戴震である。

尊者は理をもつて卑を責め、長者は理をもつて幼を責め、貴者は理をもつて賤を責む。失なりと雖もこれを順と謂う。卑者、幼者、賤者は理をもつてこれと争ひ、得ると雖もこれを逆と謂う。ここにおいて下の人^もは天下の同情、天下の同に欲する所をもつてこれを上に達する能わず。上は理をもつてその下を責む。

而して下に在るものの罪は人人指もて数うに勝えず。人法に死せば、猶おこれを憐むものあらん。理に死せば、誰かこれを憐れまん。（『孟子字義疏証』上）

齊周華の懐ましい生と死、そして雍正帝の「出奇料理」をみて、筆者もまた戴震とともに「嗚呼」と慨嘆せざるをえないのである。